# 平成29年度 第7回

新宿区情報公開·個人情報保護審議会会議録 平成30年1月30日(火)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより、平成29年度第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会 いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について、事務局から確認をしていただきます。よ ろしくお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、本日もよろしくお願いいたします。

資料を事前に送らせていただいております。それからまた本日机上配付といたしまして、前回継続審議になりました資料45、こちらの修正をしたものを机上に配付させていただいております。

次にそれぞれの資料の添付資料を確認させていただきたいと思います。まず事前にお送りした資料48からでございますが、まず資料48に添付資料はございません。それから資料49には資料49-1から資料49-3まで、それから資料50には資料50-1とそれから資料50-2、資料51には資料51-1添付資料が付いてございます。それから資料52-1と参考52-1、それから資料53には添付資料はございません。資料54-1と資料54-2、それから資料55には資料55-1と資料55-2が付いてございます。そして資料47には資料47-1から資料47-3まで、それぞれ添付資料が付いてございます。それで、本日机上配付させていただいた資料45には資料45-1から資料45-3、それから参考45-1の添付資料がそれぞれ付いてございます。

恐れ入ります、ご確認いただきまして何か過不足ございましたら事務局のほうまでお願いいたします。私からは以上でございます。

会長、お願いいたします。

【会 長】今の段階で資料の不足がありましたら追加。後でもその都度足りなければ事務局 に申し出てください。

それでは審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるだけでなく資料の要点 を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようにお願いいたします。

まず資料48「放課後子どもひろば事業運営業務の委託について(学童クラブ機能付き事業 実施校の追加)」であります。それでは説明をお願いいたします。

【子ども総合センター所長】資料48の説明をさせていただきます。

2ページをご覧いただきまして「事業の概要」でございます。「目的」ですが、区立小学校等 の施設を活用して、子どもたちが放課後に自由に集い遊び及び考えることができる場を提供し て子どもたちの成長、学ぶ意欲を育むものでございます。加えて待機児童がいる学童クラブの 近隣小学校では、学童クラブ機能付き事業を実施するということです。

対象としては学童クラブと同様、保護者の就労や疾病等によって家庭で保護を受けられない 区内の小学生で、登録をした児童が対象となります。

「事業内容」でございますが、学童クラブ機能付き事業ということで今年度まで20校で実施していたところ、東戸山小学校と戸塚第二小学校、落合第五小学校の3校を追加するということのご報告でございます。学童クラブ機能付きの事業実施内容でございますが、入退出の管理、希望者へのおやつ提供、保護者との情報共有ということで連絡帳のやりとり、個人面談、あとまたお迎え時に様々なやりとりをさせていただくものでございます。

3ページでございます。「委託先」でございますが新たに委託する学校、落合第五小学校については新宿未来創造財団、東戸山小学校についてはテンプスタッフ・ウィッシュ、戸塚第二小学校についてはキッズベースキャンプということでいずれも、キッズベースキャンプについては学童クラブを受託している、他の2つの事業者については学童クラブ機能付きと両方とも受託している事業者でございます。

「委託に伴い事業者に処理させる情報項目」でございますが、「登録児童に係る情報項目」と しては氏名、生年月日、性別、学校名、学年、連絡事項、自宅までの通学路を示す略図、卒園 した保育園または幼稚園の名称、保育年数、健康状態の特記事項、かかりつけ医療機関の名称 やおやつ代免除対象の有無、学童クラブに準じたものになってございます。

「保護者に係る情報項目」としては氏名、住所、児童との続柄、電話番号、勤務先でございまして、何かあったときの連絡がとれる体制にしてございます。

「登録児童の同居家族に係る情報項目」として氏名、保護者との続柄、年齢、電話番号、勤務している場合の勤務先、在学している場合の学校名、帰宅時間ということで、保護者がいない場合にも連絡がとれる体制にしてございます。

「登録児童の災害時引取り代理人に係る情報項目」で氏名、保護者との続柄、連絡先。

「処理させる情報項目の記録媒体」でございますが紙とスタンドアローンのパソコンでございます。

「委託理由」としては学童クラブ機能付き事業を現行の事業者、ひろば事業者と一体的に業 務委託することによって効率的に運営することができるからでございます。

続いて4ページをご覧ください。「委託の内容」ですが、新たに加えることとして2「学童クラブ機能付き事業」ということで、先ほど申し上げた内容になってございます。

「委託にあたり区が行う情報保護対策」でございますが、5ページ、6ページの特記事項を付してございまして、その他2で書類の保管状況については毎月委託先からの報告等に基づいて確認させていただくこと。3で保管状況について区が年2回ほど現場を巡回して目視で確認をいたします。4で業務終了後、申請書類等については全て区に返却させ区が廃棄処分いたします。

「委託事業者に行わせる情報保護対策」でございますが、取扱責任者については予め指定して区に報告させております。責任者と専任職員の2名を報告させております。区が送付した申請書類等については学年別・50音順に整理してフォルダに綴じてキャビネットに保管し、必要時以外は常時施錠する、責任者が鍵を管理する形になります。書類の保管状況については毎月区に報告させます。パソコンの使用についてはパスワードを入力するよう設定させます。業務終了後は全て情報は返却させ、パソコン内の情報については消去させ、区職員が確認を行います。

説明については以上でございます。

【会 長】情報保護対策のところで事業終了後と書いてあるのですけど、事業終了というのはどのようなときのことを言うのですか。

【子ども総合センター所長】こちら、委託が全て終了すれば、委託事業者が替わったりすれば それは当然全てなのですけれども、委託を継続する、毎年更新する場合についても卒園した児 童の情報等については削除させます。あとまた毎年毎年登録児童の入れ替わりがございますの で、エクセル等で管理している表がございます。そういうものは毎年廃棄させます。そのよう な形で現物を確認してやらせていただいてございます。

【会 長】毎年、1年1回でいいのですか、それとも何か違うのか、どういうことかな。事業終了後という言葉自体が不適切ではないの、もともと。

【子ども総合センター所長】文言については正確でない部分が、今ご指摘いただいて把握しま したので、文言については修正を検討させていただきます。

【会 長】継続的にずっと頼んであるわけですよね。

【子ども総合センター所長】委託については1年更新になります。それで最大5年まで継続してできて、その後再プロポーザルという形でまた同じ事業者が受託する場合もございます。

【会 長】誰が、子どもがどこの学童クラブ機能付き事業実施校に行くかというのは、どこでするのですか。

【子ども総合センター所長】区のほうで審査をいたしますので、区のほうに情報が集まります

のでそれを事業者に決定次第報告をいたします。

【会 長】だから区が集めた情報を提供するのですよね、これね。これは1年1回ではなく て毎月でもやってくるわけでしょう、申込みはいつでもあるわけでしょう。

【子ども総合センター所長】申込みは年中受けております。

【会 長】申込みは、月単位とか。

【子ども総合センター所長】月の途中の入所も可能です。ですから申請があって、審査が終了 して入所日を決めますので、その情報をお伝えします。その都度お伝えします。

【会 長】そうすると少なくとも年1回はもらうし、それでそういう意味で1年の事業計画、 事業契約を1年毎やって、少なくとも1年毎にはそれは来る。やめた子どもたちの情報という のはやめた都度来るのか、それとも1年まとめて来るのか。

【子ども総合センター所長】入所・退所についてはその都度、保護者から申請を受けますので、 その情報について事業者のほうに提供いたします。

【会 長】それは、そういう情報は廃棄するのでしょう。こっちへ返してもらっておしまい、 向こうには残らないのか。

【子ども総合センター所長】まず書類については返してもらうので廃棄をいたします。事業者が管理している情報ですけれども、紙媒体のものはそういうことで廃棄するのですが、その紙媒体のものを効率よく運営するために一表にするなり、名簿の管理とかをしています。そこについては退所した児童の名前を外していくと。ただし、もとになる表自体は原型が残っておりますので。

【会 長】紙媒体が残っている。

【子ども総合センター所長】紙媒体も残っておりますし、あとパソコン上のエクセル表とかも 最初から在籍している児童はずっと残っていて、途中で退所した児童は消していくと、そうい う形の処理になります。

【会 長】分かりました。何か他に質問かご意見ございますか。川村委員。

【川村委員】この間20校でやられていてというところですけれども、この間先ほどのような 指導ですとか巡回ですとかそういった中で問題が、問題があっても是正はされていると思うの ですけれども、そういった事故がこれらの事業者の方のところであったかなかったか、またそ の経過についてお伺いしたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】情報管理について、お約束した内容についての事故ということは

報告されてございません。

【会 長】川村委員。

【川村委員】そうすると新しくというところでは、既にもう学童でというふうなところがありましたけども、戸塚第二小のキッズベースキャンプについても学童、そうですね。この間のそういった指摘事項はなかったという理解でよろしいわけですね。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】ご指摘のとおりです。

【会 長】よろしいですか。他にご質問かご意見ございますか。鍋島委員。

【鍋島委員】親から登録される情報というのは、子ども総合センターに登録されるのですか。 それとも各々の小学校とかそういうところへ、初めの登録はどこにされるのか教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】申請はそれぞれの巡回担当官にも提出ができることになっておりまして、子ども総合センターの出先の家庭支援センターであるとかにも申請が届きます。それぞれで申請を受け付けたものを子ども総合センターで集約をして決定をし、登録をするという形になります。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】そうすると、そのもとの資料はどこに返すのか、それからどこが保管しているか。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】申請書については私どもで保管をいたします。子ども総合センターで保管をいたします。それであと、それに基づいて保護者で児童台帳というものを記載していただきます。こちらは事業者に提出をしていただいて、コピーを区で保管いたします。事業終了後というか、対象、1年毎に全て返していただいて、区で廃棄していくという形になってございます。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】区というのは子ども総合センターですか。

【子ども総合センター所長】子ども総合センターでございます。

【会 長】分かりました。他に、津吹委員。

【津吹委員】すみません、不勉強で恐縮なのですけれども、学校とこの学童クラブ付き事業所 との情報交換ですとか個人情報のやりとりというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】ほとんどのお子さんが当該校のお子さんになります。それで学校での、例えば子ども同士のトラブルがあったりとか、そのことを機能付き学童クラブの、放課後子どもひろばで知っておいたほうがいいだろうと、子どものためにですね。そうした情報については全ての機関が、要保護児童対策地域協議会というところに、学校も登録しております、私どもも登録しておりますので、支援が必要な情報については守秘義務の中でやりとりをするということはあります。

【会 長】よろしいですか。他にご質問かご意見ございませんか。

なければ本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、前回継続になりました資料45「建築物等耐震化支援事業における木造住宅への普及 啓発業務等の委託について」。こちらは前回の審議会からの継続審議。それでは、説明をお願い いたします。

【防災都市づくり課長】前回の審議会で本件につきましてご意見、あるいはご質問等いただきました。本日はそのことについてご説明をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず最初に、前回のご指摘の中で取扱責任者は誰で、取扱者はどなたなのですかというご質問をいただきました。これにつきましてまず最初にご説明をしたいと思います。資料の45-2、こちらをご参照いただけますでしょうか。

まず取扱責任者でございますが、こちらは一般社団法人新宿区建築設計事務所協会の会長でございます。次に取扱者でございます。まずこの表の真ん中にございます事務局、こちらの者。それから次にこちらの表の、参加する企業の社員でございます。この企業の社員につきましては事業に係る、関連のある社員全員といたします。なおここで私からお詫びと訂正をさせていただきます。前回のご説明のときに、建築設計事務所協会の中で、個人が参加するという言葉を私のほうで使用いたしました。これは私、企業の社員が1人しかいない場合にという意味で個人という言葉を使いました。しかし純粋な意味での個人が参加しているわけではございません。あくまでも正確には社員が1人しかいない事務所も数多くあるものでございますので、その意味で個人という言葉を使わせていただきました。表現が不適切だったことをお詫びしますとともに、この場で訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

次に前回ご質問いただいた中で、区や取扱責任者から取扱者に個人の情報を提供する場合に、 その流れがどのようになっているのか、あるいは取扱者から個人情報を保護するためにどのよ うな取り組みを行っているかというご質問をいただきました。こちらについてご説明をさせて いただきたいと思います。資料の45-3、こちらをご参照いただけますでしょうか。業務に おけます情報の流れとその保護対策についてご説明したいと思います。

次にデータが事務局に行きまして、事務局ではこの届いたデータから対象物件を抽出しまして、個別訪問をしますリストを作成し、参加企業のほうに配分いたします。配分に際しましては事務局の取扱者が業務量ですとか地域を考慮しまして、担当案件を各企業に配分いたします。配分に際しましては担当する案件のデータを各企業にCD-Rで提供いたします。これは小文字の⑤と書いてある表に、こちらの資料の⑥という形で表記させていただいております。これにつきましてもパスワードを設定して保護をしてございます。

今度このデータをもとにしまして参加している企業の取扱者が、実際に区民のお宅に個別訪問を行います。なお区民には訪問した際に各案件毎に管理番号というのをお伝えしています。区民から参加企業に問い合わせ等があった場合には、この管理番号で問い合わせをしてくださいということをお伝えしています。こうすることによって区民のお名前と住所とか、そうした個人情報が漏洩することのないように保護をするということで、管理番号で照会等をしていただいております。

次にこの参加企業のほうは、報告書を事務局のほうに提出いたします。その報告書につきましては電子メールで事務局のほうに送信します。これにつきましてもパスワード等で暗号化を図ることによって、個人の情報を保護してございます。その後事務局で報告書を集約しまして区に提出すると、こうした流れになってございます。

次に、こちらの資料 45-3 の左側、B「既存建築物の詳細耐震診断業務委託」について流れをご説明します。こちらは、まず区民の皆様から新宿区に耐震診断を申し込む申込書が届きます。区はその申込書を事務局に電子メールで送信します。このときはパスワードによる暗号化を図ります。その後事務局は参加企業に業務量、業務状況ですとか地域性を加味しまして参加企業を選びます。こちらにつきましては事務局から申込書をFAXで送信いたします。これが②になります。なおFAXを送信する際には誤送信や担当者以外に情報が見られないように事前に電話をして、確認をしてからFAXをするようにしてございます。

次に参加企業はこの申込書をもとにしまして、区民の各ご自宅に伺いまして詳細な耐震診断を行います。なおこのときには各区民の皆様には I D番号を伝えることといたしまして、区民からの問い合わせ等については I D番号で問い合わせていただくようにしてございます。その後耐震診断を実施し、その報告書を参加企業が作成しまして、区に紙で提出することになります。これが⑥になります。また報告書につきましてはその同じものを事務局にF A X で送信して、事務局で管理いたします。送信に際しましては事前に電話で連絡をして、個人情報の確認・保護をすることとしてございます。業務の流れ、それから個人情報の保護の対応につきましてはこちら資料 45-3 のとおりでございます。

次に前回の審議会のときに、電子メールについてどのような保護対策をしているのでしょうかというご質問をいただきました。これにつきましては、フォルダ等につきまして削除済みということでフォルダを空にし、その後サーバーのほうも削除するという対策をしてございます。私が今申しました個人情報の保護に関する内容につきましては、今回新たにこちらの資料45の3ページ、4ページに委託の内容についてでございまして、そこの「受託事業者に行わせる情報保護対策」等で、赤で記載させていただきました。今回こちらを加えさせていただきましたので、こちらにつきましてもご確認のほどお願いしたいと思います。

あと、こちらの資料45の一番最後に「個人情報に関する誓約書」というのを添付させていただいております。こちらは資料45-2にございます参加企業あるいは事務局の取扱者、個人情報の取扱者から誓約書を新たに出してもらうということをいたしましたので、そちらについてもご報告させていただきます。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【会 長】何かご質問かご意見ございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】ありがとうございます。前回電子メールについてちょっとお話をさせていただいたことがあったので、その記述が入ったことはすごくいいと思うのですけど、このサーバーからデータを消去させるという、例えば3ページの下に書いてあるのですけど、ここというのは確認することも結構難しいようにも思っていて、実際に例えばメールを使うソフトの中のメールを消すことはできても、サーバー上のやつを消すというのはやり方すらわからない人もいるのではないかなというのもちょっと思ったのですけど、この辺の対策というのが本当にできるかというのは1個気になっています。

前回、私がお話しした内容というのは、ちょっとここに書いてある内容とは実は若干違うと ころがあって、例えばそのファイルを送るときによく最近だと使われる方法としてURL、ア ドレスをメールで送信して、次にパスワードを送信して、そのURLは3日で期限が切れますよとか、そうするとこのサーバーからデータを消去させる負担や労力も向こうに必要なくなる方法もあるし、そっちのほうが安全性も高いように思っているのですね。私自身はこの電子メールを使うということは大賛成で、もっと本当は使っていただきたいなというふうに思っているので、そこの仕組みをこれ、どっちかと言うと区政情報課の話かもしれないのですけど、ここはしっかり整備していただきたいというふうに考えています。今回もしかしてもうこれでやるというのだったら今後来年とかにも向けて、その辺をご検討いただきたいなというのと、今のサーバーのメールの情報というのをどう管理しているのかというのをお伺いできればと思います。

【会 長】今の件について何かご説明があればお願いします。

【防災都市づくり課長】正直申しまして私どももそういったところ詳しくないというのもございます。今後研究いたしまして反映できるようにしたいと思います。サーバーにつきましては、各サーバーが機種によって違うと思いますけれども、そちらにつきましては確認しながら必ず消去できるようにしていきたいと思っております。

【会 長】では区政情報課のほうでもちょっとご意見をどうぞ。

【区政情報課長】今委員から本事業だけではなくというようなご意見もございまして、区の中でもやはり事業を実施する中でメールを使うというようなシーンも少なからず出てくるかと思いますので、例えば今委員からご紹介があった手法も含めてより安全性が確保できる、あるいは負担なくサーバーから消去ができるというような手法についても、積極的に研究をして、区としてそれを採用すべきであれば、区政情報課から通知なりさせていただきたいと思っております。

【会 長】他にご意見かご質問かございますでしょうか。鍋島委員。

【鍋島委員】幾つか伺いたいのですけれど、ここの資料 45-1 に範囲がありますよね。この範囲の地域に限定して診断に入られるかどうかというのが 1 つですね。診断に入られて、その後に、そのときに申込書か何かをお渡しされるのかどうか。それで、この申込みをされたところには詳しい診断にいらっしゃるというのはわかります。それで、この誓約書なのですけれども、別紙 4 のこの誓約書というのは、この既存のフォーム、初めに、この地域に入られる企業名についても、これは個人情報のもとにそこを訪問するわけですけれど、この誓約書はどの範囲の誓約書か。この一番初めの、申込書とありますけど、範囲はどこなのか、全部なのかというのがもう 1 つ。

それと私のところは新宿のど真ん中ですけど、家の周りの開発などもあり、年がら年中こういうことで、耐震であろうと地震が来ますだろうと、訪問が多過ぎるのですね。それで事業者さん、こういう建築業者みたいな事業者さんがチラシは入れるは訪問するはすごく大変で、西新宿なども多い。だからそういうところに区のほうから来た人と、そういう悪い人の区別をしないと間違えて、今すごく巧妙ですから、そういうところにいろいろ情報を流してしまう可能性もあると思います。これは消費者生活センターあたりと相談してやらないといけないと思われますけれど、そこのところのこともどういうふうに配慮をされているのかというのがもう1つ、よろしくお願いします。

【会 長】とりあえずお答えください。

【防災都市づくり課長】まず事業の対象のエリア、この参考の45-1、実はこれは重点地区というエリアについて下の町丁目で示してございまして、この図面で言いますと黄色の部分が重点地区になります。今回個別訪問をする事業につきましては、この重点地区以外の地域を来年度から個別訪問いたしますので、この地図で言いますと青の地域が対象地域となります。それから個別訪問をする職員あるいは詳細な耐震診断をする企業の者が誓約書を出すのかどうか、対象者かどうかということにつきましては、これはどちらも全員が誓約書を出す取扱者というふうになります。誓約書の対象となるのが個別訪問、それから耐震診断の両方になります。それから訪問する者が職員かどうか判りにくいということでございましたけれども、訪問に際しましては区のほうで受託業者ですということを示しました、ある意味身分証明書を区で発行してございます。必ずそれを持って各お宅のほうを訪問いたしますので、そちらでご確認いただければというふうに考えてございます。

【会 長】とりあえず以上ですね、説明は。以上で説明終わりですね。追加の補充質問。 鍋島委員。

【鍋島委員】それで身分証明書を持って行かれるのはいいとしても、いつも区のほうはそうですけど、まぎらわしい身分証明書を持って訪問しますけど、前にはっきり分かるような文書でこの日に行きますよ、それから日にちのいつがいいですかという居住者との日程の打ち合わせとか、そういうことはされると思うのですけど、その点を伺います。

【会 長】事前の通知、連絡、調整について。個別訪問の調整だと思います、はい。

【防災都市づくり課長】個別訪問に際しましては、事前にお電話等は差し上げてございません。 まず訪問させていただきまして、そこで不在の場合には不在票というのを、不在票と言うとお かしいのですけど、訪問しましたという資料、チラシを入れさせていただいております。後ほ どまた個別訪問をさせていただきますといった案内文を入れさせていただきますので、そうした形で区民の方とコンタクトをとりながら、事業のほうをご説明させていただいているという 状況でございます。

#### 【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】もうそういう人が多いものですから、訪問者を家に入れない人がほとんどです。 ガスの点検なんかでもきちんと日時を決めて、その上に身分証を示すものを持ってきてやる状 況でございます。ですからそんなに甘く考えず、個人情報を守るという観点でしたら、普通の 訪問者とは違いますよということをきちっとやって、それでガスのように日時をきちっと決め て、その人たちも診断ですから、家も診断したときは診断者の人がうちの中に入られました。 家の中に入られることをなさるのであれば、きちっとそこのところは入ってもいいような心構 えができる、日時を決めるとか誓約書を持っていくとか、身分証明書だけでは今信用を全くし ていない状況がありますので、そこのところをお知らせをいたします。

【会 長】区のほうもできるだけ耐震化を進めたいのでしょうから、ご本人もそのほうが利益なのでしょうけども、今みたいに不安があったら困りますので、不安のないように事業を推進したらいいのではないですか。

【防災都市づくり課長】ありがとうございます。

【会 長】ご検討ください。

他にご質問かご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】この別紙4の個人情報保護に関する誓約書なのですけれども、幾つか分からないところがあって、まず最初の「区の事務への従事を通じて知り得た利用者の個人情報」となっているのですが、「利用者」とは一体誰なのかということで、今までの説明だとこれは建物所有者と、あとこれは耐震診断の申込者ということだったと思うのです。それを書き込むのであれば「利用者」という表現で本当にいいのかというところ。

それからあと次の行で「第三者に故意または過失によって漏洩したり、区に無断で使用いたしません」、これは特記事項に書いてある目的外利用と第三者提供の禁止の話だと思うのですけれども、その次の段落を見ると「知り得た利用者の個人情報を他に漏らしたことにより、損害を与えた場合には」となっていて、これは漏洩のことは書いてある、つまり第三者提供だと思うのですけれども、ただ目的外利用についてはこの段落には全く触れていないのですね。損害を与えたとしてもその損害が何に起因したかによって、責任の範囲が変わってくるというところがあるので、やはりその目的外利用を禁止するのであれば、それもこの段落にはきちんと書

き込んでおく必要があると思います。

ちょっと分からなかったのは、この収集させる情報というのが別紙の1とか2にあって、そこでは建物とかの状況というのですか、現状についていろいろ情報収集していて、これは当然必要なことだと思うのですけれども、これも当然個人情報に含まれるという理解のもとで取扱うということでよろしい訳ですね。

【会 長】ではご説明ください。幾つか意見も含めてあったようです。

【防災都市づくり課長】今委員のほうから誓約書についてご意見ご質問いただきました。いただきましたご意見等踏まえまして修正を図っていきたいと思っております。

【会 長】三雲委員、それでいいですか。そうですか、ではそれで。

他にご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件も一応報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料49「介護保険料段階の判定に用いる所得指標の見直しに伴う介護保険システム (ホストシステム)の改修について(情報項目の追加)」であります。それでは説明をお願いい たします。

【介護保険課長】それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。 資料49-2ページ目をお開きいただければと思います。まず初めに訂正からで恐縮でござますけれども、一番下の行の「賦課徴収等を管理するシステムをいう。(平成62年)」と書いてございますけれども、こちらは昭和62年の間違いでございますので、初めから訂正で入って申し訳ございません、よろしくお願いします。

今回ご説明をさせていただきます内容でございますけれども、こちらは介護保険料を決めるときに基準を変えますよといった中身でございます。今現段階で、介護保険料1段階から16段階までございますけれども、それの判定に用いる指標を変えますというところのお話でございます。

今回大きく分けて2つございますけれども、まず1個目のほうの「概要」のところをご覧いただきますと、「事業内容」の1のところでございます。判定に用いる所得指標の見直しの内容ということで、1点目(1)でございますけれども、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除する」ということで、資料をご覧いただければと思います。資料49-1が後ろのほうにございます。資料49-1の横書きのカラーでございますけれどもよろしいでしょうか。介護保険制度におきましては所得の状況等に応じまして、先ほど申し上

げました保険料段階を決めてございます。現在は地方税法上の合計所得金額、収入から必要経費を除いたものを所得指標として判定を行っていますよということでございます。今回、長期・短期譲渡所得についての見直しということでございます。例えばということで下の表というか、グラフになりますけれどもご覧いただければと思います。例えば年金収入が200万円あった方で譲渡所得、自宅をお売りになった、土地でもいいのですけれども、土地をお譲りになったというところで2,500万円の所得がありましたよといった部分でございます。今まではそれをそのまま足し込むと、年金収入で言えば公的年金等控除額120万円マイナスになるのですけれども、それを除いた80万円とそれから譲渡所得の2,500万円をそのまま足さないと、それを足して判定をするという形になっていたのですけれども、これをしてしまうとその年度だけ一時的に所得がぽんと上がってしまいますよということになって、その年度だけ上がって、その次の年度にはもとに戻るのですけれども、その一時的なものがいかがなものかというところで出てきたお話でございます。

これは主に被災地で自分の意に添わずに、例えば自治体のほうに寄附しただとか譲渡しただとかいうときにも、同じような扱いになっていたものですので、それを防ごうではないかということで今回、譲渡所得の中の特別控除額2,000万円を差し引いたもの。ですので2,500万円から2,000万円を引いた500万円と、それから年金所得の80万円を足したもの、580万円、こちらのほうで判定をしていこうではないかということで、こういう改正を今度の4月から考えているというのがまず1点目のお話でございます。

続けてもう1点目のお話になりますけれども、次の資料49-2をご覧いただければと思います。こちらまた全く別のほかの話になるのですけれども、こちらも保険料段階を判定する中のお話ではあるのですけれども、住民税非課税者の方で年金収入に係る雑所得がある方についてのお話でございます。現在住民税非課税の方につきましては年金収入金額と、それから先ほど申し上げました地方税法上の合計所得金額というもの、収入から必要経費を控除した額を加えて得た額を所得指標として考えていますというのが基本的な考え方でございます。下の表をご覧いただきますと、1月1日現在で64歳、これから65歳になられる方と、1月1日現在で65歳以上の方で比べている表になります。まず1月1日現在で64歳の方についてのお金の出し方というのは、例えば年金収入が100万円であった部分については公的年金控除額というのが70万円と決められているのですね。ですので、100万円から70万円を引いた残りの30万円というのが見直し前の、真ん中の列にあります30万円、合計所得金額30万円という金額が反映されるものでございます。そちらに上の100万円、年金収入金額という1

00万円を足した130万円を所得指標として従来は考えていました。1月1日現在65歳、もともともう65歳だった人はどうなのかと申し上げますと、同じ年金収入が100万円であったとしても、公的年金控除額が120万円認められていますので、その段階で合計所得がありませんよという計算になっているのです。そうしますと年金収入の100万円と合計所得金額ゼロということで足すと、この方については100万円の所得で判定しますという形になっています。年金収入が同じ100万円でありながら、1月1日に64歳の方とその方で全然負担が違うというのはいかがなものかということで、特別な負担になるのではないかというところで、今回見直しを図るというところでございます。

見直し後のところをご覧いただきますと、上の段でございますけれども、今申し上げた合計 所得金額の30万円、こちらは足すのは足すのだけれども、それを控除して得た額を所得指標 としますよという考え方になりますので、上の段と下の段がイコールになりますという改正が 平成30年の4月から開始されるというのが改正の主な内容という形でございます。

それでは、先ほどの「事業の概要」のところの2ページにお戻りいただきたいと思いますけ れども、こちらの事業概要の中で今回、今申し上げたような見直しを伴うのに、どういった改 正をするのでしょうかといったところでございます。そちらが大きな2番の(1)になります けれども、まず譲渡所得のほうに関するものにつきましては、①でございますけれども税務情 報システムから、先ほどの所得に関する特別控除額を登録する機能を追加するのがまず1点で ございます。それから2番目としては介護保険システムの所得状況の照会画面への表示という 部分、新しく特別控除額というものを考慮しなければいけませんので、そういうものを表示を していきますという形になります。それから大きな3番としては、介護保険システムへも手入 力で処理をできるような修正を行ってまいりますという部分と、それから大きな4番としては ④でございますけれども、転入者の方々に対しての所得照会ですね。資料の49-3でござい ますけれども、一番後ろに付いてございます資料49-3をご覧いただければと思います。資 料49-3の「住民税の照会について(照会)」と書いてございますけれども、こちらで言えば 上部のほうに、照会事項の中に例えば右側のほうの欄にございますけれども、長期譲渡所得金 額でありますとか短期譲渡所得金額、下線が引いてございますけれどもこういった部分の欄を 設けますよと。下の部分についても枠で言えば6番から9番のところに下線が引いてございま すけれども、こういった欄を用いて出力をしてまいりますと。こういった機能を設けていこう というシステムになるところでございます。

それから2ページにお戻りいただきまして(2)でございますけれども、住民税非課税世帯

の雑所得、先ほどの年金収入に関するほうにつきましては、情報自体は今ある情報を使います ので、上ほどは大きな改修はないのでございますけれども、先ほどの控除するといった作業が できるような形で修正を行うというところでございます。

それから3ページに目を転じていただきまして、こちらが情報項目の追加というところでございますけれども、記録される情報項目としては新たにどのようなものですかということで、4ページをご覧いただければと思います。4ページ目の下線で引いてございます特別控除額、括弧の中は短期譲渡所得軽減等々が書いてございますけれども、こういった部分を新たに登録してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから開発等を委託する場合における個人情報保護対策の欄をご覧いただければと思いますけれども、委託先が各機能の追加を行う場合に実施するテストにおきましては、ダミーデータを使用することで個人情報には一切触れないということで、システム開発を行っていくというところでございます。

それから2番の本番環境への移行については全て職員で処理をさせていただきますので、万 全の体制をとっていきたいというふうに考えてございます。

雑駁ですが私からは以上でございます。よろしくお願いします。

【会 長】本件につきましてご質問かご意見ありましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。制度の改正に伴う修正のようですので。

それでは、諮問事項ですので承認ということで終了したいと思いますが、よろしゅうございますか。

では本件は承認ということで終了させていただきます。ご苦労さまでした。

【会 長】次は、資料50です。「介護保険負担割合判定事務における介護保険システムの変 更等について(情報項目の追加)」であります。それでは説明をお願いいたします。

【介護保険課長】それでは、資料の50をお開きいただければと思います。2ページ目でございます。事業名としては「負担割合判定業務」、それから「現物給付審査支払委託業務」と書いてございますけれども、これは何のことかと申し上げますと、今年度の、来年度ですけど、来年度の8月からいよいよ介護保険も3割負担が始まります。始めた当初は皆さんご存じのとおり1割負担で始まりましたけれども、平成27年の8月から2割になって、今度から3割になりますよというところで、これについての改修をさせていただいて、準備をしなければなりませんというお話になります。

まず「負担割合判定業務」ということでございますけれども、そちらに行く前に、介護サー

ビスの支払いの流れという部分で、ちょっと別の資料でご説明をしてからのほうがよろしいかと思いますので、資料50-1がございます。横書きの白黒、ちょっと見にくいかと思いますけれども、まず左手のほうに①というのがございまして、保険者、区でございますけれども、こちらの方々に、利用者というのは、65歳に到達した方には被保険者証は全て一律にお送りするのですけれども、認定を受けた方だけに負担割合ということで、あなたは1割ですよ2割ですよというのを今お渡ししている段階です。今度新たに3割の方についても、あなたは3割負担になりますよという、まず負担割合証を発行するのがまず一番初めになります。そうしたところで利用者の方が介護サービスの利用をお受けになって、その方々はそのサービス事業所に対しましてご自分の負担割合、1割、2割、3割のお金をお支払いいただくと。サービス事業者は④になりますけれども、それぞれ介護報酬として請求する部分についてを国保連に請求をします。国保連では⑤ですね。一番下になりますけれども区からの審査・支払いのために必要な情報と中身をチェックして、照合をして事業所に介護報酬を支払うというのが基本的な流れという形になります。今回、今申し上げた負担割合証の発行というところのお仕事と、それから⑤の審査・支払いのために必要な情報を提供するといったところの改修をするのが、今回の大きな中身ということになります。

それから次の資料50-2をご覧いただきたいと思いますけれども、ではどういった方がこれから3割負担の方々になるのでしょうかという資料でございます。これも見えづらくて恐縮なのですけれども、第1号被保険者が一番左にございまして、それぞれ一番左が本人の合計所得金額が160万とか220万とかに分かれてございます。3割の方というのは一番上のところに記載がしてございまして、現在2割負担の方々なのですけれども、現在2割負担の方々というのが本人の合計所得金額が220万以上で、そこの点線の枠囲みになっていますけれども、単身の方だったら340万円未満と、2人以上だったら463万円未満の方はそのまま2割負担ですけれども、これを超えた方については3割負担という判定をしていく形に現在なっているというところでございます。下のほうに※ございますけれども第2号被保険者、65歳未満の方々の被保険者でありますとか住民税非課税の方々については、相変わらず1割負担ですよという表になってございます。

それでは2ページ目にお戻りいただきまして、「事業の概要」でございます。今申し上げましたような、こちらから必要な情報を上げていくのが本題になりますけれども、「概要」のところで言えば上から3行目になります。「平成30年8月から、現役並み所得の新宿区の介護保険の要介護認定を受けている者又は総合事業の対象者」には「介護保険サービス利用時に3割の自

己負担」が生じていきますと。今回「新たに3割の負担割合証の発行・管理機能とともに、受給者情報異動連絡票に『3割負担に関する情報項目』」というのを別紙1でご覧いただきたいと思いますけれども、8ページになります。「介護保険システムの改修により登録される情報項目」の中で、「追加の情報項目」ということで下の枠囲みになります。利用者負担割合の3割で、それの判別した理由はこういう理由ですというのを載せる機能を搭載しようと考えているところでございます。

それとまた国保連に、「『3割負担に関する情報項目』を受給者情報異動連絡票に追加して伝送」するために、「委託内容を変更する」というところでございます。

国保連のほうの情報項目でお送りするのはどんなものかと申し上げますと、9ページの別紙2の下のところでございます。「追加の情報項目」ということで「自己負担割合の情報」、3割負担適用を開始した年月日はいつからですか、終了するのはいつまでですかということでこの人の情報を送って、この方と請求されている事業所のものが正しいかという、突合をするというシステムになるところでございます。

資料に戻っていただきまして、3ページ目のこちらが情報項目の追加でございますけれども、「記録される情報項目」、今ご覧いただきました8ページ、9ページ、「記録項目」のところで(1)が負担割合の判定業務の別紙、先ほどご覧いただいた8ページと9ページになっていくというところでございます。

それから「開発等を委託する場合の個人情報保護対策」につきましては、先ほどと同じでございますけれども、開発につきましては全てダミーデータを使用させていただいて、本番環境への移行についても全て職員で行うと。一切受託業者のほうにはデータを触れさせないということで進めていこうと考えているところでございます。

非常に雑駁でございますけれども、私からは以上でございます。

【会 長】今のところは追加だけで先にやって、外部結合とかいうのは後でまたやる。

【介護保険課長】説明致します。では4ページをご覧いただきます。

【会 長】関連しているから、全部一気にお願いできますか。

【介護保険課長】分かりました。

では4ページ目をご覧いただきまして、「結合項目の追加」でございます。結合項目については先ほどご覧いただきました別紙2のとおりでございます。「結合する理由」をご覧いただきますと、「国保連に3割負担に関する自己負担割合の情報項目を伝送して、負担割合に応じた介護保険給付の審査支払を行うため」ということでございます。

それから情報保護対策につきましてはご覧のとおりという形になります。

それから5ページの「業務内容の変更」でございます。こちらも委託内容のところをご覧いただきますと、現物給付審査支払業務におきまして、「利用者の自己負担割合(3割)に応じた介護保険給付の審査支払を行う」という部分を変更するというところでございます。

それから6ページ、7ページ目につきましても、こちらは再委託先の「業務内容の変更」というところでございますけれども、こちらももともと再委託の内容としては、みずほ情報総研でありますとか電算それから富士通にそれぞれ委託をしているというところで、従来の1割、2割の負担の方だともう全く同じ形でこれからもやり続けるということでございますので、その中に3割負担の方々も入ってくるというような形で考えてございます。

私からは以上でございます。

【会 長】諮問事項2件と報告事項2件、4件同時に審議いたしますけど、質問ご意見の場合、どの項目について発言されるのか、あらかじめどの項目と言った上でご発言願います。

それでは、ご質問かご意見ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】この委託のところなのですけれども、国保連のこれはサーバーに手を加えて3割 負担が処理できるようにするということだと思うのですけども、このサーバーというのは国保 連の建物の中にあるのか、あるいは再委託先の富士通であるとかみずほ情報総研とか電算とか、 そういった再委託先のほうにあるのか、これはいずれなのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】サーバーは国保連の中にあるそうでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうするとこの再委託のほうの報告の部分で、再委託にあたり区が行う情報保護対策というところで、作業ルームとかあるいは入退室とかそういう話が、これは全て国保連の建物に関する入退室であるとか、その中での作業の監視状況についての記載であると、こういう理解でよろしいわけですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】審査支払用のサーバーがこちらにあって、国保連の中にあって、バックアップデータ、そういうものについては各再委託先のところにあるという形になってございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】バックアップデータは再委託先にあるということですけれども、それは特に再委 託先で保管しているだけで、その再委託先、保管している場所で別途作業をしたりとかという ことはしない、あるいは参照したりはしないという理解でよろしいのですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】特にそこで個人情報を参照するということはございません。

【会 長】よろしいですか。他にご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは従来のものと同じ方式を使ってられるような感じなので、諮問事項2件につきましては承認ということで、それから報告事項2件につきましては了承ということで、よろしゅうございますか。

今のとおりのことで終了いたします。ご苦労さまでした。

【会 長】次は、資料51「高額介護(予防)サービス費支給業務における介護保険システムの変更について(情報項目の追加)」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【介護保険課長】それでは、2ページの事業の概要をご覧いただきたいと思います。高額介護 (予防) サービス費の支給業務についての変更を加えたいというところのお話でございます。

まず初めにまた、従来と同じく資料を先にご覧いただければと思います。横書きの資料51 -1をご覧いただければと思います。まず「高額介護サービス費」というのはどんなものでしょうかということで、前も諮問させていただいた部分もございますけれども簡単にご説明をさせていただきます。

枠囲みの中でございますけれども、例えば世帯の1カ月の利用者負担額が5万円の方がいらっしゃるとして、その方の利用者負担額の上限額というのが決まっていたのですけれども、それがこの平成29年の8月から変わってございます。今までは37,200円だったものが44,400円に引き上げられましたというところが今回の発端になるというところでございます。今までであれば高額サービス費として12,800円をお戻ししていたのですけれども、この平成29年8月からは5,600円のお戻ししかできなくなったというところでございます。こちら、いろいろサービスを受けていらっしゃる方、受けていらっしゃらない方の公平性の問題でありますとか、持続可能性とかそういった部分を含めての制度改正ということで、少しご負担が増えましたよというところがあったのでございますけれども、それではちょっと厳しいでしょうということで、3年間の時限措置がとられましたというところのお話になります。今申し上げましたように現在はもう44,400円なのですけれども、それを3年間、平成32年の7月までに限って、1年を通じて負担が増えないような措置をしますということでございます。

黒枠の中をご覧いただきますと今申し上げましたところが、一番左が今までの37,200

円の上限だったときには12,800円ずっと返していましたよという部分です。それが上限額の変更によりまして月々5,600円しかお戻しできません、そういう形になりましたよという部分でございますけれども、さらにその右に目を転じていただきますと5,600円ですね。月額の支給額が5,600円掛ける12カ月というところで67,200円が、本則的にはこの方がお受け取りになる金額という形になりますけれども、この3年間につきましては真ん中の欄に「年額」と書いてございますけれども、年額の上限額ということで446,400円。こちらは何の金額かと申しますと今まで37,200円のときにご負担いただいていた上限額ということになります。これが年間の上限額で、それと本則で皆様にお支払いいただいた532,800円の差額86,400円、こちらが時限措置で3年間はこちらをお戻ししますと。で、その本則部分と時限措置の部分を足すと一番下の合計の支給額153,600円という形になりまして、一番左の欄の年額の支給額153,600円という形になりまして、一番左の欄の年額の支給額153,600円という数字と変わらないですよねという措置を、これから3年間していきたいというところの話でございます。そうしたことを行うときに際しましての、システムの変更をしたいというのが今回の流れのところでございます。

それでは2ページのほうにお戻りをいただきまして「事業概要」のところでございます。今申し上げましたところを繰り返しになって恐縮でございますけれども、「概要」の3行目ぐらいからですか、平成29年8月から利用者の上限額が引き上げられたことによって、平成32年7月までの時限措置として設定されましたと、それについて介護保険サービスの開始を行いますということでございます。

3ページのところをご覧いただきますと「情報項目の追加」ということで、どんな情報項目を追加するのでしょうかということで4ページをご覧いただきますと、4ページの情報項目の中でポチの2つ目になります給付情報のところの自己負担上限額、今までは月額でよかったものが年額を用いないと計算できませんのでということで「年額」を入れていると、それぞれ「年額」が入りましたと、これを情報項目として追加をしたいというところでございます。

それから「開発等を委託する場合における個人情報保護対策」につきましては、先ほどと同じになりますけれども、システムテスト等々におきましてはダミーデータのほうを使用して、本番環境への移行については区職員のほうで行うことといたします。また実データを用いての機能の検証についても職員でとり行うという形で、システムの万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

雑駁ですが私からは以上でございます。

【会 長】それでは本件についてご質問かご意見ございましたらどうぞ。

本件も法律の改正に基づくもののようですので、項目の追加だけのようですから、諮問事項 ではありますけど、承認ということでよろしゅうございますか。

本件は承認ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

【介護保険課長】ありがとうございました。

【会 長】それでは次に、資料52「スポーツの普及啓発(子ども・成人向けスポーツ体験イベント)事業の委託について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【生涯学習スポーツ課長】どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料52をご覧いただきたいと思います。件名、今ご紹介ございました「スポーツの普及啓発(子ども・成人向けスポーツ体験イベント)事業の委託について」ということでございます。再委託は行いません。

おめくりいただきまして「事業の概要」、2ページをご覧いただければと思います。スポーツの普及啓発ということで「目的」は記載のとおりでございます。「対象者」はイベントに申し込んだ方ということになります。「事業内容」でございます。子どもから高齢者まで多様なスポーツが体験できるイベントを実施し、誰もがスポーツに親しめるような環境を整備する、こういう事業でございます。

恐れ入りますが、この中で一番最後に付いておりますこの参考資料52-1をご覧いただければと思います。こちら、今現在実施をしている事業でございます。平成27年度から平成29年度までは区内在住・在学の小・中学生、それからその保護者の方を対象といたしまして、新宿「スポーツ環境推進プロジェクト」事業というところで実施をしているところでございます。なおこの事業の実施に当たりましては、平成27年度のこの個人情報保護審議会でご報告をいたしまして、ご了承いただいて実施をしているという事業でございます。こちら平成27年度からの3年間で、29年度でこの事業が終了いたしますので、平成30年度からは子どもに少し成人向けも加えまして、そこを一部追加をするというところで、ほぼ同じスキームで事業を実施するというところでございます。

イベントの概要につきましてはこちらに記載をしているとおりでございます。

3ページ、ご覧いただければと思います。こちらが業務委託の内容でございます。委託先は 未定でございます。これから提案を受けましてプロポーザルの方式により3月に事業者を決定 する予定でございます。委託に伴い処理させる情報項目、イベント参加者に係る情報項目とな りまして、住所、氏名、電話番号、FAX番号、年齢、子どもさんの場合は学年も、それから メールアドレスとなっております。「処理させる情報項目の記録媒体」は紙及び電磁媒体でございます。「委託理由」は記載のとおりでございます。「委託の内容」は記載に書いてあるとおりでございまして、このうち下線が引いてある部分の業務につきまして個人情報を取り扱うものでございます。イベントの企画及び運営といたしましては参加者の受付、それから周知、参加者募集といたしましては参加者募集、参加者へのイベント案内送付がそれに該当いたします。またこのうち太字の業務についてパソコンで処理を行うものでございます。

「委託の開始時期及び期限」でございます。平成30年4月2日から31年3月31日までのまずは単年度、そこでなお次年度以降も同様の委託を行うという予定でございます。

委託を行うに当たり区が行う情報保護としては記載のとおりでございます。このうち2番の「個人情報保護確認シート」というものが、こちらの資料52-1として一緒に付けさせていただいておりますが、ここはもちろん、個人情報を取り扱う委託事業者に付する特記事項を遵守するというところはもちろんのことなのですが、ほぼそこをもう一度さらに改めて確認するというようなところで、シート上でも確認をするというものでございます。

「受託事業者に行わせる情報保護対策」というところは記載のとおりでございまして、事業が終わった後の情報の返却であるとか処理については、区の職員が確認することになっているというところでございます。

非常に簡単でございますが、内容としてはこちらのようなご報告でございます。よろしくお 願いいたします。

【会 長】ご質問かご意見がございましたらどうぞ。川村委員。

【川村委員】とてもいい事業だなというふうに思うのですけれども、私も実際昨年度参加させていただいたことがあります。この間同じ事業者の方が受託されていると思うのですが、その中で個人情報の関係で指導なり何なりがあったかどうか。あったとすればどういうご指導があったかというところと、あと今回、前回了承したときの内容とほぼ同じかとは思うのですが、情報保護対策等々で従前のものと違うところがあれば教えてください。

## 【会 長】ご説明ください。

【生涯学習スポーツ課長】まず今現在3年間というところで同じ事業者で、協働事業というところもございまして、事業者も育てながら一緒にやっていくというところもございましたので、ほぼ任せ切りというところはほとんどなかったというところでは、非常に行き届いた事業になったのかなというところで自負しているところでございます。

それから個人情報に関して何かしら指導をしなければいけないような事態は一切発生はして

いません。またもちろん事業が入り口を提供している、スポーツの体験を提供しているので、 さらに申し込んだ方がもっとやってみたいと、個人的に申し込むとかそういうところはあった ようには聞いていますが、それはもちろん個人情報がそのまま流出するとかそういうこととは 全く違う話で展開をしているというところはあったかと思います。

今回、委員が仰ったようにほとんど同じ事業ではございますが、区のほうの特記事項が少し強まっているというところはございまして、例えば業務委託をする際に個人情報を扱う場合には、例えば特記事項の16番のところは年度に当たり1回以上行うものとするというところで、回数もどの期間のどのタームで何回というところも入っておりますので、そういうところでは区全体として強化されているというところに、私達もそこは意識をして取り組んでいるところでございます。

# 【会 長】他にご質問かご意見ございますでしょうか。

それでは本件は報告ということで、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。

ちょっと事務局に聞くのですけど、この確認シートというのは、個人情報のここの資料52 -1という、これは他にも使えることなのですかね、他の委託事業に。 ご説明ください。

【区政情報課長】生涯学習スポーツ課長のほうから説明があったこの確認シートについては、 今ご説明をした事業で使うというようなシートでございますけれども、個人情報を扱う業務委 託が非常に増えている。また特記事項にも年1回区として確認をするというようなことも含め て、統一的な必要最低の水準で確認ができるようなチェックシートのようなものを今、区政情 報課でも作ってございます。先行したこういった事例なんかも研究の素材として収集していま すので、本年度末までには区の統一的なシートについては作成をするというような予定でござ います。

# 【会 長】分かりました。そういうものができたらまたご紹介ください。

それでは次、資料 5 3 「いきがいづくり支援事業等業務の委託について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【地域包括ケア推進課長】よろしくお願いいたします。

2ページをご覧いただけますでしょうか。「事業名」「担当課」につきましては記載のとおり でございます。「目的」につきましてはここに記載のとおり、高齢者が住み慣れた地域でいきが いを持って生活できるよう「いきがいづくり支援・地域交流支援・介護予防」の取り組みを実 施するというものでございます。「対象者」としてはここに記載のように、区内に住所を有する 60歳以上の方でございます。

「事業内容」でございます。地域包括ケア推進課におきましては、介護保険課が旧大久保特 出敷地に整備する民設民営の認知症高齢者グループホームの中に高齢者地域交流スペースを設 けて、区の委託事業として次の(1)、(2)、(3)の取り組みを行うというものでございます。

まず1点目の「いきがいづくり支援」事業でございますけども、ここにございますように高齢者のニーズに合った趣味活動、高齢者の自主活動グループへの活動支援ですね。例えば踊りの会それから輪投げだとかあとカラオケなど、そういう高齢者の自主活動の団体の活動支援・見守り等を行うといったところでございます。主にこの高齢者地域交流スペースの中の集会室で行う事業でございます。2点目は「地域交流支援」、ここは高齢者同士の談話、この地域交流スペース内には集会室の他に多目的スペース、談話できたりお茶を飲めたりとかそういうスペースがございます。あとホールですね。ホールにマッサージ器具とかも置いてございますので、ここで高齢者同士の談話、それから図書コーナーの利用等々を行います。演芸大会と書いてありますのは演芸大会の観覧がございます。それから3点目の「介護予防」ですね。これは介護予防教室、講座等、例えば指体操だとか脳トレだとか健康講話。ここも集会室を利用して、個人で利用するような事業でございます。これらの事業につきましては先ほども申し上げましたように、認知症高齢者グループホームの運営事業者が一体的に実施することで、効率的民間ノウハウを生かした質の高い展開ができる。この高齢者グループホームは3階建てでございまして、2階、3階が認知症高齢者のグループホームで、1階がこの高齢者地域交流スペースと、それからホール、多目的スペースというのを設けてございます。

これらの事業の実施をするに当たりまして、ここに記載ございますように、まず1点目の「いきがいづくり支援」事業につきましては高齢者の自主活動グループの活動登録は区でお受けいたします。その際構成員の氏名、電話番号を本人の同意に基づいて、それを区から委託先へ、後ほどご紹介しますけど、委託先へ情報提供をするといったものでございます。「地域交流支援」それから「介護予防」に関しましては、これは主に個人利用になりますけども、委託先が事業参加者に健康保険証等の身分証の提示を求める。先ほど申し上げましたように個人利用に関しましては、区内に住所を有する60歳以上の方ですから、身分証明書、例えば健康保険証等で区民であるかどうか、それから60歳以上かどうかの確認ができるということで、それを委託先が確認し、氏名と電話番号を記録するといったところでございます。住所、氏名、電話番号、年齢を記録すると。3の介護予防教室等の取り組みにおきましても、委託先が事前申し込み制

の介護予防教室や講座等を実施する場合に、住所・年齢の確認後、住所、氏名、電話番号等を 記録するといったところでございます。

対象者の人数はここに記載のとおりでございます。

3ページ目をご覧いただけますでしょうか。これは委託の内容でございます。「委託先」につきましては株式会社日本ライフデザインというのが、この認知症高齢者グループホームの選定の中で決まってございます。「委託に伴い事業者に処理させる項目」につきましては先ほどご紹介しましたように、「いきがいづくり支援」事業については区のほうから氏名、電話番号を提供させていただきます。 2番目の「地域交流支援」事業それから「介護予防」事業におきましては委託先に住所、氏名、電話番号、年齢を収集させると。「処理させる情報項目の記録媒体」についてはここにございますように紙、電磁媒体等でございます。

「委託の内容」につきましては先ほど申し上げたのとかぶりますけれども、1点目の「いきがいづくり支援」事業は区保有情報の提供を行う。2点目が身分証の提示・確認と個人情報の収集、3点目が介護予防教室でございますけども身分証の提示と個人情報の収集と。「委託の開始時期及び期限」は平成30年の4月1日から31年の3月31日までで、単年度毎の契約でございますが、次年度以降も同様の委託を行う予定でございます。

「委託に当たり区が行う情報保護対策」としてはここに記載のとおりでございます。「委託事業者に行わせる情報保護対策」としてもここに記載のとおりでございます。ここで1点目の取扱責任者及び取扱者は指定して区に報告させるということですけども、今想定しておりますのはここの認知症高齢者グループホームの管理者1名とそれから1階におる常勤職員1名、ここに限定してするといったところでございます。

雑駁ではございますけども以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】この個人情報の消去のタイミングについて伺いたいのですけれども、これはいきがいづくり支援のほうではグループの構成員氏名、電話番号、これはずっと登録しているグループだと思うので、登録が続いている間は保有していただいて、登録が外れたときに消去していただく、そういう理解でよろしいのですか。

# 【会長】ご説明を。

【地域包括ケア推進課長】これにつきましても単年度毎に一旦消去する予定でございます。毎年、毎年登録していただきますので。そういう考えでございます。

# 【会 長】三雲委員。

【三雲委員】(2)と(3)の「地域交流支援」「介護予防」、この2つの事業なのですが、これはその度毎のスポットのイベントだと思うのですけれども、イベントが行われる度にその情報を取得して、イベントが終わる度に情報は消去していただく、こういうふうになるわけですか。

# 【会 長】ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】確かに個人、スポット、スポットでいろんな活動に参加されますけども、今は私ども考えていますのは年度末に一括して消去、それを確認すると、そういうことを考えてございます。

## 【会 長】三雲委員。

【三雲委員】基本的に年度毎に、年度末にそれまでの情報が一旦全て消去されると、そういう 理解でよろしいわけですね。

【会 長】他にご質問かご意見ございますでしょうか。

この2ページの一番下の対象者が1万なんぼいるということと、この1万何百名の人のリストを、これは例えばいきがいづくり支援事業だとそのリストをこの委託先に提供するということでしょうか。これ、対象者と委託先に与える情報の量はどういう関係があるのか、ちょっと説明してください。

【地域包括ケア推進課長】ここで参考に掲げていますのは、先ほど対象者は区内の住所を有する、ですから一応大久保の地域にできますけども、大久保に住んでいる方だけではないので、ただそうは言いましても数目的なものが分かるように、大久保特出管内で10,204名と書かせていただいています。私どもが団体登録の際にいただくのはあくまでもこの1万、まあ比較的近隣の方だと思いますけども、この10,204名の方が登録するわけではないと思っています。ご存じかと思いますけども大久保ことぶき館が年度末で廃止になりますので、そこを利用されていた方が、今想定していますのはそこを利用されている団体、今私どもが把握している数が13団体から15団体ございますので、主にその方々がまずは利用される。その他にもまた団体立ち上げた場合は区で登録を受け付けて確認するといったところでございます。ですから今会長が仰られた、10,204名の方の名簿を私どもがいただくということではございません。

【会 長】もう一度ですけど、3ページの枠で言えば4段目に、1に「いきがいづくり支援 事業における委託先に提供する項目 氏名、電話番号」というのがあるわけです。これが1万 名ですか、何名ですか、という質問なのです。

【地域包括ケア推進課長】ここは団体の方の、10,204名ではございません。実際に登録

を申し込まれる方の氏名と電話番号になります。ですから例えば団体によっては20名だとか 10名だとか、5名以上で団体登録できますので、その団体によって異なりますけども、 10,204名全てが登録されるわけではございません。

【会 長】 2ページの一番最後の行ですけど、想定としては何グループか知りませんけど 4,000名ぐらいになるでしょうと。その4,000名の氏名と電話番号を委託先に提供するのですか。こういうことですか。ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】この4,000名は先ほど少し紹介させていただきました大久保ことぶき館の年間の利用者、延べ人数です。今西大久保公園で活動されている方の団体活動の延べ人数が約4,000名と。参考になる数字が、今回新しく展開するので見えませんので、近くの今似たような館の団体の年間の延べ人数をご参考に書かせていただいたということでございます。

【会 長】質問は1つしかないのですよ。3ページの4枠目の委託先に提供する氏名、電話番号は何名ぐらい。これは新規事業ではないかとちらっと思っているのですけど、新規事業だとすれば前年度というのはないと思うのですけど、これは何名ぐらいを想定しているのか。

【地域包括ケア推進課長】今想定していますのは、先ほど少しご紹介しました大久保ことぶき館の団体が13団体で、その構成メンバーが140名位いらっしゃるので、今直近で想定しているのはその方々がまずいらっしゃるだろうと。それにどれ位プラスアルファされてくるのか、ちょっと今のところは分かりませんけども。

【会 長】そういう団体の申し込みを地域包括ケア推進課で受け付けてそれを提供するという。

【地域包括ケア推進課長】そういうことでございます。

【会 長】今想定されているのがその程度ということですね。

【地域包括ケア推進課長】そういうことでございます。

【会 長】分かりました。他にご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項ですので了承ということで終了いたします。よろしゅう ございますか。

本件は了承ということで終了いたします。

【地域包括ケア推進課長】ありがとうございました。

【会 長】次は資料54ですね。事務局。

【区政情報課長】資料54と資料55が、担当課は違うのですけれども、同じ全項目評価のご

説明ですので一括して説明で、併せてご質疑ということでお願いできればと思います。

【会 長】ではそのつもりで、まず資料54の説明を受けます。

資料 5 4 「コンビニ交付サービス導入に伴う『住民基本台帳に関する事務 全項目評価』の 実施結果について」の報告ですね。それでは説明をお願いいたします。どうぞ。

【戸籍住民課長】 それでは、「コンビニ交付サービス導入に伴う『住民基本台帳に関する事務 全項目評価』の実施結果について」ご説明いたします。本件は昨年の9月に本審議会におきま して全項目評価の実施につきましてご報告いたしまして、ご了承いただきました特定個人情報 保護評価の実施結果報告というものでございます。

資料を1枚おめくりください。1「概要」でございます。平成30年12月からのコンビニ交付サービスの導入に伴い「住民基本台帳に関する事務全項目評価書」の変更が生じたため、特定個人情報評価に関する規則に基づいて特定個人情報保護評価を再実施することといたしました。再実施にあたって素案に対するパブリック・コメントを実施し、またその結果等を踏まえて修正した評価書について、個人情報保護及び情報システム等に知見を有する外部の第三者による点検、いわゆる第三者点検を行ったところです。なおパブリック・コメントでは意見の提出はございませんでした。これらの実施結果を踏まえまして全項目評価書の変更について、国の個人情報保護委員会に提出するとともに公表するものでございます。

2 「パブリック・コメントの実施結果」です。実施期間は昨年9月15日から10月16日までの31日間で、記載のとおりの内容で実施をいたしましたがご意見の提出はございませんでした。

次に3「第三者点検の実施結果」です。実施期間は昨年11月8日から本年1月10日まで、 スリープロサポート株式会社に委託をいたしました。点検の結果でございますが、評価書は個 人情報保護委員会に提出し公表するために適切かつ妥当であるという判断、評価をいただいて おります。なおその上で詳細箇所につきましては修正すべき点の指摘がありましたが、その指 摘内容と修正箇所につきましては次の項目でご説明いたします。

続きまして4「評価書の変更」でございます。(1)「変更箇所」についてご説明いたします。 資料54-1「素案からの変更箇所一覧 新旧対照表」をご覧ください。こちらの資料はパブ リック・コメントで公表した素案から変更した箇所を赤字で記載をしてございます。新旧対照 表一番左に項目番号が付いております。

ナンバー①をご覧ください。評価書の該当箇所としましては住民基本台帳に関する事務の内容を説明する箇所になります。この表の一番右に「変更の理由、変更のきっかけ」というふう

に表記してございますが、①に関しましては昨年9月の本審議会におきまして、コンビニ交付サービスの実態に即した記載とするようご指摘があったものでございます。中ほど左側変更後の欄になりますが、コンビニ事業者とECセンターに係る記載を追記致しました。

次に②をご覧ください。こちらは第三者点検において、コンビニ交付サービスにおける証明 書自動交付システムの機能を明記するよう指摘があったものでございまして、証明書自動交付 システムにより住民票の写し等を作成し、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク 端末に送信して交付するという機能を明記致しました。

次に③をご覧ください。変更前の記載では、機構の証明書交付センターやコンビニ事業者等のキオスク端末で証明書を発行した後に、速やかに証明書のデータが消去されるということを記載しておりましたが、区の証明書自動交付システムではそのデータは消えるのかどうかというご指摘がございましたので、実態に即しまして、区の証明書自動交付システムにおきましても同様に、証明書データを送信後速やかに同データが消去されることを明記、追記致しました。続いて2/3ページをご覧ください。ナンバー④ですがこちらは誤字を訂正をしたものでございます。

続いて⑤をご覧ください。こちらは評価書では、特定個人情報を適切に保管あるいは消去するために区が講じている物理的対策の内容を説明する箇所に当たります。第三者点検におきまして、当区における措置について電子媒体に関する対策だけでなく、紙媒体についても講じている物理的対策を明記するよう指摘がございましたので、実際には既に実施している対策ではございますが、記載のとおり、特定個人情報が記載された申請書等については施錠管理を行っている部屋に保管するという内容を追記致しました。

次の⑥については文言整理で修正をしたものでございます。

次に3/3ページの⑦をご覧ください。コンビニ交付サービスにおける各センターの関係あるいは専用回線の接続について、実態に即した記載とするようご指摘があった箇所でございます。修正後は「証明書交付センターとコンビニ事業者等のECセンターとの間は専用回線でそれぞれ接続」すると変更した箇所でございます。また同じ枠の中、下になりますが「ECセンターとキオスク端末の間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除している」という記載を追加致しました。

次にナンバー®をご覧ください。この間キオスク端末の設置店舗での監視カメラの設置状況や、コンビニ等での従業員の不正防止策について質問を多くいただきました。実際には機構とコンビニ事業者等が締結する委託の仕様書に記載されている措置ではございますが、改めてこ

ちらの評価書にも明記することといたした箇所でございます。1点目「キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている」、2点目「各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書等により従業員の不正行為を禁止する」、3点目「店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く」、以上の3点でございます。

変更箇所の説明は以上でございます。今ご説明した変更内容を反映したものがお手元資料 5 4 -2 「評価書」ということになります。

それでは、審議会資料にお戻りいただきまして、2ページ、一番下の項目になります5「今後のスケジュール」をご覧ください。2月に国の個人情報保護委員会にこの評価書を提出し、同時に評価書の公表を行います。年度が明けまして4月以降はシステム改修などに順次着手し、平成30年12月からコンビニ交付サービスを開始する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

【会 長】 資料54についてとりあえずご質問かご意見ありますか。三雲委員。

【三雲委員】この件は以前この委員会でも仕組みについて説明いただいたかと思うのですけれども、そのとき載っていなかったというか、聞いていなかったお話が1つあって、この今回の変更の⑤番ですね。これは特定個人情報が記載された申請書等についてはというふうになっていて、これを読むと要するに物理的な紙ベースの特定個人情報が記載された申請書というものが生成されてくる、印字されてくるということが当然の前提になっているのだと思いますけれども、これはどういう仕組みでそうなってくるのでしょうか。一番最初の資料54-1の①の図を見ると、個人番号カードを使って利用者がキオスク端末で交付申請を行うわけですよね。交付申請がなされたという情報がデータ連携によって、ECセンター、さらに機構というものを通じて区のほうに届くと思うのですけれども、最終的にこれを受け付ける区のほうでは、区の端末において申請書類という書類ができ上がってくる、そういうふうな理解でよろしいわけですか。

# 【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】ご質問はこのコンビニ交付の事務の流れなのでございますが、コンビニ交付はご存じのとおりマイナンバーカードをお持ちの方が利用できるサービスということになります。マイナンバーカードを取得するためには、このカードの申請というような画面、それから電子証明を搭載するというような申請の画面があります。そういった様々なコンビニ交付を利用する前提の手続の中で、紙ベースでお客様に申請書を書いていただく中に個人番号が載っているというところで、紙の書類も発生してくるというところでございます。

# 【会 長】三雲委員。

【三雲委員】要するにコンビニ端末を通じて交付請求をする度に、特定個人情報が記載された 書類ができ上がるのではなくて、コンビニ申請ができるような仕組みを最初作る、そのタイミ ングで利用者の方が申請を行う、その申請書類のことをここでは指しているという理解でよろ しいですね。

## 【会長】よろしいですか。

先ほど資料54と資料55を一緒に審議すると言いましたけど、資料54を先に済ませて資料55に移ります。

川村委員、資料54について、ご質問ご意見どうぞ。

【川村委員】新旧対照表、資料54-1のところで、⑧というところではキオスク端末設置店舗での対応の問題で、この委員会でも非常に意見が出たところで、詳細に書いていただいたというところでは明記されてよかったなとは思うのですが、その中で恐らく機構とコンビニ事業者との間で締結されている契約云々というところに、この店舗等に1名個人情報取扱責任者を置くというところですけれども、この間その内容の説明というのはなかったと思いますので、その位置付けだとか、あるいはどういう方がその任に当たるのか。「店舗等」となっていますけれども「等」というのはどういうことなのか、併せてお伺いしたいと思います。

#### 【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】ご指摘のとおりこの個人情報取扱責任者の位置付けでございますが、機構とコンビニ事業者が結ぶ委託の仕様がございまして、その中に明記されているものでございます。この機構とコンビニ事業者が結ぶ契約書ですが、これは全国共通の統一の様式で定められているものでございますので、その中で個人情報取扱責任者という立場の、役目の者を置くようにという約束になっていると。「店舗等」という表現になっておりますが、店舗におきましてはいわゆる店長という形になっておりましたり、あるいはオーナー的な立場の方がその任につくということもあろうかというところで、「等」という言葉を使っております。

## 【会 長】川村委員、どうぞ。

【川村委員】「店舗等」ということだと例えば今の話だと、オーナーさんでも複数店舗持っていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、そういう際にはオーナーさん1名でいいという訳でもないと思いますが、「店舗等」ということは店舗でないという意味は、今の説明ではちょっとよく分からなかったので。例えば消防であれば防火責任者とか、あるいは食品安全衛生責任者とかそういうのは明示してありますわね、そういう他の法令に基づくものでは。そういう明

示はする必要は特にないとは思うのですけれども、そういう責任者があるかないかというところでの確認というのは、機構とコンビニ事業者が、事業者本部がするのかもしれませんけれども、そこら辺でのしっかりされているのかだとか、その個人情報取扱責任者の方はさっきのような位置付けだというのは分かったのですけれども、研修とまでいかなくてもどういう対応、細かい警察署云々という話もありますけれども、どういう対応をするべきものなのかというところでのものというのはどのようになっているのでしょうか。

#### 【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】先ほど仕様書におきまして、この個人情報取扱責任者が規定されているというところまでお話をいたしましたが、具体的には仕様書の中に個人情報の取扱いについてという、いわゆる区の契約様式で言いますと特記事項的な項目がございまして、その中に位置付けられているものです。特に重要な役割としましては責任者ですので、この仕様、要綱の中で、必要とされる個人情報保護についての責任をとるという言い方ですと内容が伝わりませんが、具体的に従事する従業員を教育訓練するのだというところ、それと具体的な安全対策をみずから指示して行っていくのだというような役責が記載されております。そのもとで責任者が責任を果たしていると理解しています。

【会 長】 要するにこれは、契約書は各店舗毎に契約するわけですよね、上の行を見ると。 それでいいですか。

【戸籍住民課長】機構とコンビニ等の親会社といいますか、例えばですがセブンイレブンの歌舞伎町支店の店長ではなくて、機構と株式会社かどうかわかりません、セブンイレブンジャパンというような事業者が契約を結びます。

【会 長】ここに今、資料 5 4 - 1 の®の下の 3 行目を見ているのですけど、各店舗で定める就業規則だけですか、この言葉は。または守秘義務契約書等というのは、契約書、守秘義務契約書、各店舗で従業員と定めるのですか。こちらとではないのですね。分かりました。

他にご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、2つ一緒にやったほうがよければ、これは採決だけ後にしまして、資料 55のご説明を受けましょう。

【税務課長】税務課長です。

【会長】どうぞ。

【税務課長】続きまして「地方税に関する事務 全項目評価」の実施結果についてご説明いた します。資料は55の裏面のほうご覧ください。冒頭の「事業名」「担当課」「目的」「対象者」 につきましては記載のとおりとなってございます。

「事業内容」についてご説明します。税務課におきましても戸籍住民課と同様に、平成30年12月から税証明のコンビニ交付サービスの導入を予定してございます。そのため特定個人情報保護評価の再実施を実施いたしました。項目2「パブリック・コメントの実施結果」3「第三者点検の実施結果」4「評価書の変更」について、戸籍住民課と同様の記載となってございますので、評価書の変更について異なる点についてご説明をいたします。

資料55-1「素案からの変更箇所 新旧対照表」、横版の表組みになっている資料のほうを ご覧ください。こちらの資料、パブリック・コメント時の素案からの変更点を赤字で記載して ございます。

まず1/4ページのナンバー①の項目でございます。赤字で記載してございますとおりデータの種別がPDFデータであること、データの送付先など明記した他、ただし書きでデータには個人番号が記載されないといったことを明記いたしました。

次に②の項目でございます。戸籍住民課同様、コンビニ事業者のデータセンターであるECセンター等を明記したことに加え、図の一番下段にございます、税情報トータルシステムから証明書自動交付システムへのデータ連携を示した⑲の矢印でございます。この矢印について、個人番号についてはデータ連携をしないため、個人番号を含まない黒矢印に黄色矢印から変更したものでございます。

ページをおめくりいただき 2 / 4ページの③の項目をご覧ください。証明書の「書」が落ちていることを修正しました文言の整理のほか、こちらには、区民からコンビニ等で申請を受け付けする際に個人番号カードを利用することを明記した他、証明書自動交付システムで証明書を作成する機能についても明記をしたところでございます。

この他税務課独自で変更した赤字の部分につきましては、文言や文字の修正となってございますので、説明のほうは省略させていただきます。

それでは審査会資料、調査票の裏面にお戻りください。4「評価書の変更」(1)の「変更箇所」についてはただいまご説明したとおりでございます。続きまして(2)「変更後の評価書案」が資料55-2、こちら分厚い資料のほうとなってございます。

最後「今後のスケジュール」につきましては、先ほど説明があった戸籍住民課と同様の内容 となってございます。

雑駁ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

【会 長】 それでは、資料55についてご質問かご意見はございますでしょうか。ないです

か。

そうすると、一応報告事項でございますので、資料 5 4 について、先ほどちょっとご質問が 出ました件について、特別なことがなければ了承ということにいたしますが、よろしゅうござ いますか。

資料54は了承ということで終了いたします。

資料55については、今ご説明を受けた件につきまして、特別なことがなければ了承という ことにいたしますけど、よろしゅうございますか。

資料55も報告ですので了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

ついでにもう1点、これ関連なのですか。事務局。

【区政情報課長】ただいま終了の時刻になりましたけれども、お時間のご都合がつかない委員 さんもいらっしゃるかと思いますので、こちらで一旦終了なのですが、できましたらこの資料 47の案件だけ、本日システム改修の関係もございますので、ご都合のつく委員の皆様だけで もよろしくお願いできればと思います。

## 【会 長】

では資料47「住民票等への旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加等について」であります。それでは説明をお願いいたします。どうぞ。

【戸籍住民課長】それでは、資料47「住民票等への旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加等について」ご説明させていただきます。

資料2ページ「事業の概要」をご覧ください。ここでお諮りする案件でございますが2件の事業でございます。1つ目は1「住民票等への旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加」でございます。2つ目が2「社会保障・税番号制度の導入に伴う住民情報システム等の情報項目の追加」という2点でございます。

初めに1つ目の「住民票等への旧氏併記による住民情報システム等への情報項目の追加」について、「概要」を項目順にご説明いたします。「目的」欄のとおり「住民票等に旧氏等を併記することが可能となるよう制度改正に対応するため、住民情報システムを改修する」ものでございます。続いて「事業内容」です。資料には(1)「背景及び制度改正の概要」以下、(2)(3)と項目説明ございますが、この内容については別紙の説明資料をご用意いたしましたので、こちらで説明させていただきます。資料 4.7-1、2.6 ご覧ください。

初めに資料47-1でございます。住民票等への旧氏併記につきまして概要をまとめさせていただきました。この制度の背景といたしましては政府の「女性活躍加速のための重点方針2

0 1 6」等におきまして、住民票及びマイナンバーカード等への旧氏の併記を可能とするよう 関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行うとされたことによります。国ではシステム改修等に係る予算を措置し、システム改修を行った区市町村に対して補助金を交付するとい うこととなったものでございます。

旧氏併記の概要でございますが下の枠の中になります。こちらは住民票あるいはマイナンバーカード、印鑑登録証明書といったものに、ご本人からの申し出により旧氏を併記するということができるというものでございます。併記を希望できますこの旧氏でございますが、婚姻等により氏を変更した場合の変更直前の氏または出生時の氏、このどちらかお1つをお選びいただけるという制度でございます。

下にイメージ図がございまして、住民票におきましては従来の氏名欄の下に旧氏欄を追加するという改修の予定になってございます。マイナンバーカードにおきましては、イメージ図がございますが氏の、ここでは「山田」という氏を書いていますが、その後ろに旧氏としてこの方が希望された場合、括弧書きで「〔佐藤〕」というものを追加するというものでございます。マイナンバーカードなのですが実は今後改修に伴いまして、希望される方にローマ字氏名も併記できること、また生年月日を西暦の表記にすることというのもあわせて可能となる見込みになっています。

続いて2枚目資料47-2をご覧ください。この旧氏を併記するということのために必要なシステム改修について図にしてございます。住民基本台帳及び印鑑登録を管理するシステムの中では、左側①住民情報システムというシステムがございまして、この情報項目に旧氏というもの、それから先ほどマイナンバーのところで説明しましたが、ローマ字氏名という項目を追加いたします。続いて右側②住民基本台帳ネットワークシステムですが、こちらにも旧氏、ローマ字氏名を追加いたします。最後に下の枠ですが③証明書自動交付システム、こちらのシステムにも旧氏を追加するという改修を行うものでございます。

続いて資料47-3をご覧いただけますでしょうか。この資料47-3は各システムに記録されている今お話をしました情報項目、記録項目を一覧にお示ししたものになります。1ページ目の①住民情報システムの一番下の番号で言いますと30番、31番のところに旧氏、ローマ字氏名というのを、下線を付けてございます。今回の改修でシステムに追加をする記録項目としてあらわしてございます。2ページ目の②住民基本台帳ネットワークシステムにおきましても、所定の箇所に旧氏、ローマ字氏名というものを追加をすると。3ページ目の③証明書自動交付システムにおきましても、旧氏を同様に項目追加するというものでございます。1点こ

の表の中で二重線が付いているものがありまして、送付先住所及び送付先氏名というものがありますが、こちらについては先ほどお諮りする事業2つあると申し上げましたが、2つ目の事業の中で触れさせていただきます。

それでは審議会資料2ページにお戻りください。「事業内容」の1「住民票等への旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加」の概要はただいまご説明したとおりでございます。本事業に係る調査票といたしまして資料の3ページ目が本件、旧氏併記による情報項目の追加について電算開発の諮問事項として、次のページ4ページ目が、本件の情報項目の追加に係る業務委託に関しまして報告事項としてまとめさせていただいております。

3ページ目にお戻りいただき、諮問事項「住民票等への旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加」でございます。上から3つ目の欄「記録される情報項目」の欄でございます。2「記録項目」3「記録するコンピュータ」については先ほど概要でご説明させていただいたとおり、住民票に旧氏を併記することを可能とするために情報項目を追加するという記載になっております。

その下の欄になります「新規開発・追加・変更の理由」欄です。「住民基本台帳施行令等の関係法令の改正が予定されることを受け、本人からの申し出により住民票等に『旧氏』を、マイナンバーカードに『ローマ字氏名』を併記することを可能とするため」行うものでございます。 次の「新規開発・追加・変更の内容」の欄は記載のとおりでございます。

次の欄に行きます。「開発等を委託する場合における個人情報保護対策」について記載をさせていただいております。申し訳ありません、最初に1点お断りするのが漏れておりましたが、本件の事項は前回の第6回の審議会に付議する予定でございまして、資料を事前に用意してお渡ししてあったのですが、その後今回お諮りいただけるということになりまして、若干調査票を修正をさせていただいた箇所がございまして、今ご覧いただいている調査票の3ページの下のほうにも下線がついておりますが、この箇所は前回お出しした資料から変更した箇所というところでございまして、事前修正をさせていただいたというところでご理解いただければと思います。この欄でございますが、「開発等を委託する場合における個人情報保護対策」についてです。6項目読み上げをいたします。1「区と委託先との契約書には、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティーポリシーの遵守義務を明記するとともに、別紙『特記事項』を付すことにより特定個人情報の安全管理措置を徹底する」2「個人情報の取扱状況について報告を求めるとともに、必要に応じて区の職員による立入調査等の監査を行う」3「委託先がシステム機器を操作する際は、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる」

4 「委託先が上記『追加内容』欄に記載の各項目の反映状況を確認するために実施するテストにおいては、ダミーデータを使う」 5 「実データを使用した検証作業は区の職員が実施することとし、セットアップ作業時は区の職員が立ち会う」 6 「本業務に係る個人情報は、庁舎外への持出しを禁止する」、以上の 6 項目でございます。

この改正・開発でございますが、一番下にございますが来月からシステム改修に係る設計を 開始をいたしまして、本年の4月から12月に実際のシステム改修及び動作検証を行い、現状 では平成31年の4月以降に本稼働の見込みでございます。

続いて4ページでございます。こちらがただいま申し上げた開発におけます情報項目の追加に係る業務委託についての報告になります。上から3つ目の欄になります。「委託先」は富士通株式会社でございます。次の欄に「委託に伴い事業者に処理させる情報項目」という欄になってございます。先ほどご覧いただいた資料47-3、情報項目の一覧表がございましたけれども、この一覧表に記載されている各システムの情報項目について、住民票の写しまたは印鑑登録証の証明書を構成する従来の情報項目ということになります。中ほど、本委託業務を委託する理由の欄があります。大きな2番に記載してございますけれども、この委託先富士通株式会社は住民基本台帳ネットワークシステム及び証明書自動交付システムの導入業者でありまして、当該システムを熟知しており、当該委託先以外の者では受託が困難であるということにより指名するものでございます。

続きまして下から2欄目になります。「委託にあたり区が行う情報保護対策」になりますが、 これは先ほど開発の調査票をご説明した際に読み上げました個人情報保護対策と同様の記載を してございますので、説明は省略させていただきます。

最後に「受託事業者に行わせる情報保護対策」でございます。1から6まで項目がございます。全て読み上げは省略をいたしますが、4番「バックアップ作業等で使用する外部媒体は、区が提供するものを使用させ、事業者の外部媒体は使用禁止とする」、5番「作業で使用した外部媒体は、作業終了後速やかに区に返却させる」というようなものを、受託事業者に行わせるということにしております。

以上が1項目め、住民情報システム等への旧氏併記のための情報項目の追加でございます。 続いて審議会資料2ページの事業概要の2に移らせていただきます。「社会保障・税番号制度 の導入に伴う住民情報システム等の情報項目の追加」でございます。こちらは法令等の定めに 基づいて住民情報システム及び住民基本台帳ネットワークシステムに、先ほど一覧表でちょっ と触れましたけれども、送付先住所、送付先氏名という項目を追加するものでございます。2 番のところに事業概要が説明してございます。

この概要につきましては調査票をもとに確認いただければと思いますので、調査票は資料の5ページでございます。本件は法令に基づいて電算開発を行う報告事項というものでございます。具体的には上から4つ目の欄「新規開発・追加・変更の理由」の欄をご覧ください。「番号法総務省令第35条及び第36条の規定に基づき、電子計算機の操作により地方公共団体情報システム機構へ『送付先住所』及び『送付先氏名』を通知する」ということが規定されており、この通知する行為を行うために項目を追加するというものでございます。1つ項目を戻っていただきますが、1つ上の欄で「記録される情報項目」のところに、2、記録項目、既存の情報項目に「送付先住所」「送付先氏名」と書いてございます。後からの説明になりましたが、この送付先住所、氏名と言いますものは、脚注、追記を付けてございますが、通知カードですとか個人番号カードを交付する際に発する通知書など、その本人宛てに発送するための住所情報、氏名情報ということになります。

それから下のほうにまいりまして、またこの作業は開発を委託するということはございませんで、このセットアップ作業は区の職員が行い委託はいたしません。

実際にはこの制度は社会保障・税番号制度導入以降、平成27年10月からこの項目を記載をし、運用してきているところですが、ご報告遅くなりまして本日の報告になりましたことでございます。申し訳ありません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】質問かご意見ございましたらどうぞ。西村委員。

【西村委員】法令に基づいてこういうものを収集するということは了解したのですけども、具体的にはどういう方法で収集するのかということをちょっと知りたいと思うのです。というのは、例えば送付先の住所とか送付先の氏名と、あるいは旧氏とかいうのはこれはもう自動的に収集して、システムが、その部分が新たに、情報がどこかに付け加えられると了解するのか、あるいは個人、個人の要求に基づいてそれが順次追加されていくのか、どういう形で情報を収集なさるのかを教えてください。

# 【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】2点ご質問いただきましたので、まず旧氏を併記する中で、先ほどご説明しましたとおり、これはご希望になる方が旧氏を併記できるということになりますので、ご自身で変更前の氏か出生の氏かどちらかですけれども、旧氏を現在の氏名と並べて書きたいという方はお申し出いただくことになります。ですので、ご本人が旧氏を希望するという申し出を私

ども受けまして、その旧氏をシステムの中に取り込みまして、住民票ですとかマイナンバーカードですとかそういったものに反映できるようにするということでございます。

またもう1点は送付先情報でございますが、先ほど通知カードそれからマイナンバーカードを交付申請するときの送り先というご説明をいたしましたが、マイナンバーカードのことでご想像いただくとご理解いただけるかと思うのですけれども、自分はカードを申請しますと。その際でき上がったカードについて連絡をもらう先はこの住所この名前でいいですということで、ご本人が自筆する場合もありますし、既に印字されている場合もありますが、それをもってカードの申請をいたしますので、その申請に基づいてシステムの中にその情報が入るということでございまして、どこからか自動的に入手するというものではございません。

#### 【会 長】西村委員。

【西村委員】そうしますとこれは要するにシステムを改修するということは、そういうのが入れられるような余白を作るといいますか。そういうような改修だと。実際にその内容をそこにその改修において入れていくというのではなくて、そういう後の手続が可能になるということと了解していいのでしょうか。

## 【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】仰るとおりでございまして、旧氏はご希望の方が出た場合にはそれを反映した住民票が出てくるようにということですので、先ほど現在の氏名の下のほうに旧氏の欄を作ると言いましたが、そういう柄を作る改修を進めたいという案件でございます。

【会 長】他にご質問かご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。内容は結構ちょっと身近に感ずる問題だったけれども。

川村委員、どうぞ。

【川村委員】諮問ということでお諮りあると思いますので、件名の「社会保障・税番号制度の 導入に伴う住民情報システム等の情報項目の追加について」というところについては、番号法 に反対していますので反対したいと思います。

【会 長】そうですか。その点を、住民票の項目、旧氏の併記も入れてですか。そうすると 税の導入に関する情報も、今の送付先の問題、送付先の問題になりますね、その点は分かりま した。では、分けてやりましょう。

まず資料で言いますと3ページの「住民票等の旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加について」、これは諮問事項なのですけど、特別なご意見がなければ承認ということでよろしゅうございますか。この件は承認ということにします。

4ページ目の「住民票等への旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加に係る業務の委託について」、これは報告事項なので、これは了承ということでよろしゅうございますか。 この件は了承ということです。

5ページ目の「社会保障・税番号制度の導入に伴う住民情報システム等の情報項目の追加について」であります。川村委員から反対意見はありますけど、他に反対の方とか、棄権ございますでしょうか。西村委員。

【西村委員】どういうことがなされるかということは理解したのですけども、なぜこれを情報としてとっておく必要があるのかということについては、いま一つ私も理解が行かないところがあります。これについてはちょっと賛成しかねるという態度です。

【会 長】反対にしますか、棄権にしますか。

【西村委員】棄権にいたします。

【会 長】では1名反対、1名棄権。その他の委員は、これは報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。では、結果としてはこの報告事項も了承ということで終了いたします。

以上をもちまして、この議題47は全て終了いたしました。

どうも長時間、ご苦労さまでした。

どうぞ、事務局、今後のことについてご説明を。

【区政情報課長】ありがとうございました。

次回の審議会ですが、来月2月8日木曜日午後2時からということで予定してございます。 場所については第4委員会室でございます。一応3月予備日は用意してございますけれども、 特段突発でお諮りすることがなければ、次回が最後の審議会というようなことになりますので、 どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

【会 長】どうも長時間、ありがとうございました。ご苦労さまでした。また次回もよろしく願います。

これをもちまして第7回の審議会を閉会といたします。長時間どうもご苦労さまでした。

午後 4時25分閉会